

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

令和5年8月18日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和5年8月18日（金）午前9時30分～ 本庁舎2階災害対策室

2 出席者

教育支援課 榛沢参事
学校政策課 菅野指導主事

3 件名

学校部活動から地域クラブ活動への移行について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・委託しないといけない事業なのか。近隣市町の動向はどうなっているのか。
→先行している自治体と連携している民間企業がいくつかあり、すでにノウハウやシステムを有している。庁内で業務を担当することで発生する人件費より、委託費のほうが安い。「白井市アウトソーシングに関する指針」にも合致する。近隣では、柏市が先行しており、民間企業に委託して実証事業を経て、9月から本格的に地域移行が始まるということ。

・協議会のメンバーは誰なのか。
→校長会、教頭会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などの各代表者を想定している。

・総合型地域スポーツクラブとは趣旨が異なるような気がするが。
→競技・大会志向の地域クラブのほかにも、娯楽志向のクラブや体力向上を目的としたクラブなど、ニーズに合った地域クラブの設立が必要。そういった面でも助言をもらいたい。

・運営経費はどういった項目なのか。
→事務局の人件費、クラブを巡回するスタッフの人件費、会議の運営費、ホームページの管理費などを想定している。

・受益者負担について困窮世帯への支援はどうするのか。
→補助は必要。これから検討していく。

・国や県の補助金は永続的なものなのか。
→永続的ではない。状況を見ながら予算をとっていくという説明を受けている。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

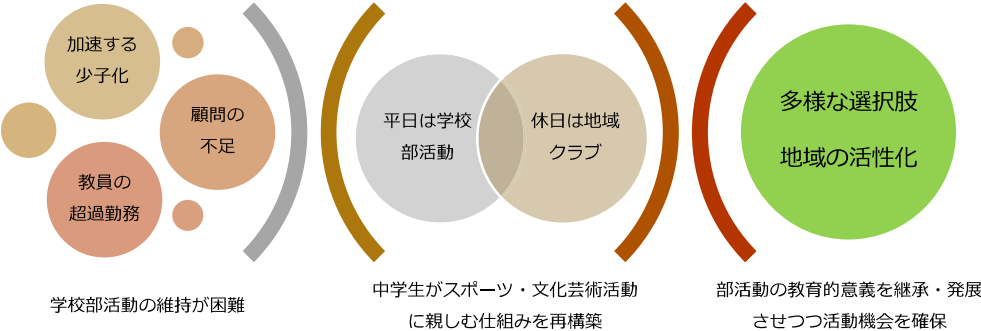
部課名 教育部教育支援課

件名	学校部活動から地域クラブ活動への移行について							
現状・課題	急激に加速する少子化、顧問の不足や教員の超過勤務時間により、学校部活動の維持が困難となる中、スポーツ庁・文化庁は、令和5年度から令和7年度末までを学校部活動地域移行の「改革推進期間」と定め、休日の部活動について地域に移行するよう求めている。これを受け千葉県では、令和5年度に各市町村1部活、6年度に各公立中学校1部活、7年度には複数部活の地域移行を目標としている。本市においても同様に、学校部活動の維持が困難となることが想定されるため、県が示すスケジュールにのっとり進めていくことで、課題に対処していく必要がある。							
付議事案	目的	<ul style="list-style-type: none"> 学校を地域社会の一部として捉え、部活動の教育的意義を継承、発展させつつ、引き続き休日においても活動を希望する生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会(多様な選択肢)を確保する。 教員の働き方を見直し、教員が教員でしか担うことのできない授業や生徒と向き合う時間に注力できる環境を整備する。 白井市全体で生徒を応援することで地域が活性化し、人が循環する「かえりたい街・白井」をつくる。 						
	対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度後半より、市内の陸上競技部の休日の活動を統合して実施し、課題を洗い出す。 令和6～7年度にかけ、平日は学校部活動で、休日は学校部活動から切り離された地域クラブ活動で、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるような仕組みを再構築する。 クラブの運営側と地域(生徒や保護者、学校)をつなぐコーディネーター役を業務とする組織と、活動の成果や課題について調査・研究を業務とする協議会を設置し、段階的に移行する。 						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> 休日の学校部活動を地域クラブに移行することについて。 令和6～8年度のコーディネーター業務と協議会の運営を民間企業に委託することについて。 							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【部内会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所内にコーディネーター業務と協議会を担当できるようなノウハウと余裕がない。 教員の兼職兼業について、環境を整理する必要がある。 近隣市町の動向を把握しながら進めていかなければならない。 <p>【千葉県教育庁教育振興部保健体育課との調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年度より県コーディネーターを配置したので、積極的に活用してほしい。 本年度中に県広域人材バンクが実働する予定なので、活用を想定してほしい。 							
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> R5.10 市内陸上競技部の休日移行開始。 R6.07 白井市地域クラブ協議会(仮)設置。 R6.10 市内複数部活の休日の活動を地域クラブへ移行。 R7.10 市内全部活の休日の活動を地域クラブへ移行。 R8.04 市内地域クラブ活動を整理して平日の学校部活動から完全に独立。 							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	有			報道発表	有	定例記者会見(R6.2)	
	議会説明	有	議員全員協議会(R5.12)		広報・HP等	有	広報・HP・回覧(R6.2)	
	市民参加	無						
	付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (R5.12 まで)						
参考情報	関係法令等	部活動の地域移行に関する各ガイドライン(スポーツ庁、文化庁、千葉県)						
	関係課	学校政策課、教育支援課、生涯学習課、教育総務課						
	事業費		令和6年度	令和7年度	令和8年度			
		受益者負担	3,500	20,000	20,000			
		市会計負担	1,500	1,833	1,833	千円)		
県から補助		1,500	1,833	1,833				
国から補助	1,500	1,833	1,833					
カテゴリ	年代	小・中学生、高校生	場所	市内全域	目的	学習・教育	手段	人材確保・派遣・育成

学校部活動から地域クラブ活動への移行について

例えば…
 現在市内に中学校は5校あり
 中学生は2千人弱いるが…

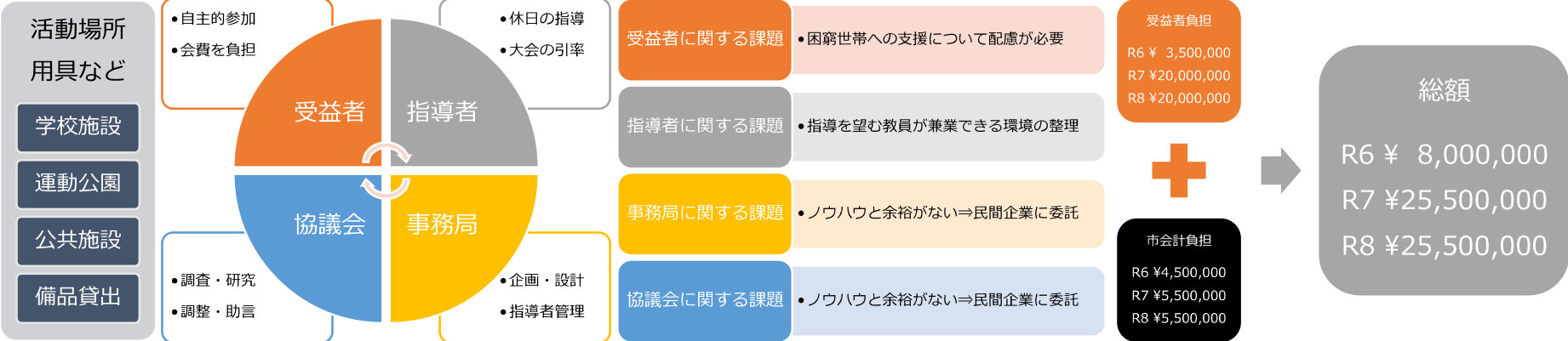
- 野球部があるのは4校
うち単独チームは2校
- 剣道部があるのは3校
- 柔道部があるのは1校
- 卓球部があるのは2校



国県市の部活動ガイドライン

- 単位は学校から地域へ
- 持続可能な運営体制
- 外部の指導者を活用
- 週2日以上の日休養
- 平日2時間の活動
- 休日3時間の活動
- 顧問が大会引率しない

	令和5年度 (2023-24)	令和6年度 (2024-25)	令和7年度 (2025-26)	令和8年度 (2026-27)
国	学校部活動地域移行の「改革推進期間」			未定
千葉県	各市町村1部活地域移行	各学校1部活地域移行	各学校複数部活地域移行 全部活地域移行完了の推進計画を示す	推進計画に沿った具体的取組を進める
白井市	市内陸上競技部の休日の活動を統合 次年度以降について市民に周知	白井市地域クラブ協議会（仮）設置 市内5～6部活の休日の活動を地域移行	市内全部活の休日の活動を地域移行	市内地域クラブ活動を整理



地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン【概要】

令和5年3月 千葉県

少子化による部員数低下

5年毎に約5%ずつ年少人口低下

教職員の業務負担

超過勤務時間45時間以上の割合 = 中学校69.5%, 義務教育学校74.7% (令和4年10月19日 教職員課)

1 学校部活動

- ・地域や学校の実情に応じた**適正な数の部活動**を設置。
- ・顧問は**必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえた運用。
(認識の共通理解, 部活動指導員・外部指導者の活用, 勤務時間管理等)
- ・**活動は平日を基本**とし, 長くとも1日2時間程度。週末等に活動する場合は長くとも1日3時間程度。週当たり2日以上^の休養日の設定(平日1日以上, 週末1日以上)。
- ・合同部活動や, 他校種, 地域団体等と連携し, 学校と地域が協働・融合した活動推進。

2 地域クラブ活動

- ・学校を含めた地域全体のより良い活動環境整備。
- ・地域スポーツや文化芸術, 教育関連部署や学校, 保護者等の関係者からなる**協議会**等の体制整備。
- ・多様なニーズを踏まえ, 運営団体・実施主体を整備。
- ・**競技志向の団体を含め**, 活動は長くとも平日2時間程度, 休日は3時間程度。週当たり2日以上^の休養日の設定(平日1日以上, 週末1日以上)。
- ・指導者確保と, 指導者の質の向上。
(人材バンク, **希望する教師等の円滑な兼職兼業**, 資格)
- ・**管理責任の主体の明確化**と, 望ましい**保険の選定**。
- ・学校を含めた**公共施設の円滑な利用**。
- ・**会費の低廉化**, 困窮世帯への支援等。

3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備

「誰でも(年代や立場を問わず) **やりたい**(関わり方に関わらず)
スポーツ・文化芸術活動が(目的や志向に応じて) **できる**(選び実践する)」環境

→ 令和5年度各市町村1部活動, 令和6年度各学校1部活動, 令和7年度各学校複数の地域移行を目指し支援(令和7年度末までに全部活動地域移行完了の推進計画を示す)

- ・改革推進期間(令和5~7年度 スポーツ庁 文化庁)後も休日部活動を実施する場合, 部活動指導員による運用とし, できるだけ早期に地域へ移行。
- ・**協議会の機能**を活かし, 平日(部活動)と休日(地域クラブ活動)の緊密な連携体制を構築する。
- ・活動時間及び適切な休養日の設定は, 活動ごとではなく, **参加生徒の週当たりの活動を総括して**遵守できるよう, 連携に努める。
- ・活動方針や協議会の検討状況等, 随時ホームページ等で公開するなど, 説明を丁寧に行いながら推進する。
- ・平日はできるところから取り組み, 地域によっては平日から先に取り組む等, 当該地域にふさわしい方針を決定する。

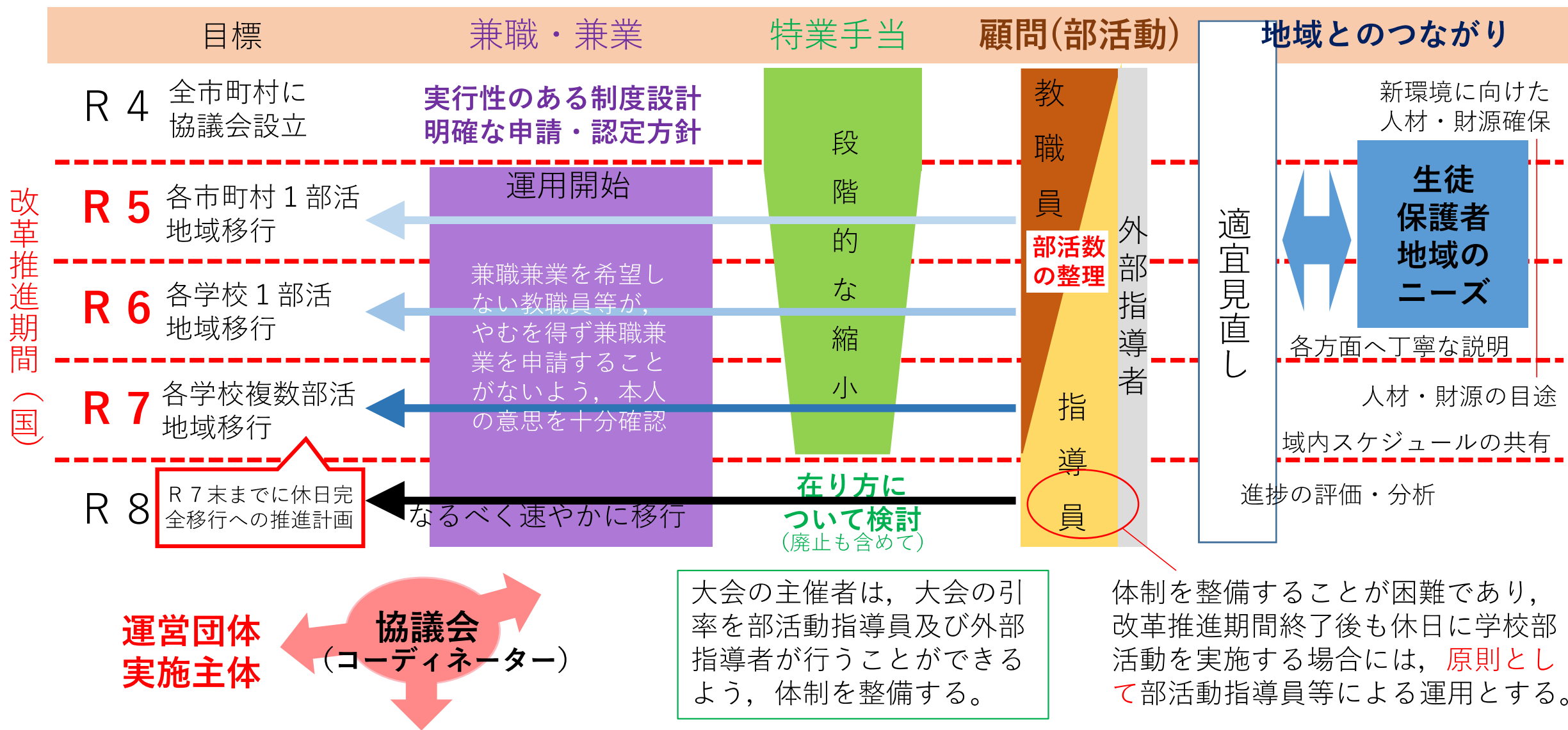
4 大会等への参加

- ・生徒が参加する大会の全体像を把握, 過度な負担にならないよう配慮。
- ・多様なニーズに応じた大会の在り方を検討。
- ・大会運営スタッフの確保と, 大会運営へ従事する立場の整理。

5 安全に配慮した体制整備

- ・**AED**の使用が容易であり, 施設の状態に関する**引継ぎ**ができる環境。
- ・事故や自然災害に対応した危機管理マニュアル, 連絡体制等の共有。
- ・熱中症に関連する情報の共有と, 連携, 対応の在り方。

部活動の地域移行に関する課題の整理とスケジュール



各地域の実情に応じた危機管理体制 (相談窓口・連絡連携ネットワーク・施設管理・業務管理)

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ **I** は中学生を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IV**は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）